

「土壌汚染対策法ガイドライン第3編：汚染土壌の処理業に関するガイドライン」の 改訂について

このたび、「土壌汚染対策法ガイドライン第3編：汚染土壌の処理業に関するガイドライン」（以下「処理業ガイドライン」という。）改訂第4.1版の内容の追加及び修正を行い、処理業ガイドライン改訂第4.2版をとりまとめました。

主要な変更点は以下のとおりです。

処理業ガイドライン

図表の修正

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令が令和4年7月1日に施行されることを踏まえて、汚染土壌処理業に関する省令で定める変更許可申請書及び変更届出書の記載例を修正したほか、新たに許可が必要な設備の例を追加しました。

本文の追加

以下の3箇所について、解説を追加しました。

- ・ 処理業ガイドライン 2.2.2（申請者の能力に関する基準（処理業省令第4条第2号））
「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）の改正を踏まえて、処理業ガイドライン 2.2.2 1) に示す運転維持管理担当者の例示を更新しました。
- ・ 処理業ガイドライン 3（変更の許可等（法第23条））
汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令が令和4年7月1日に施行されることを踏まえて、汚染土壌処理業の変更の許可等に係る記載について、変更の許可が必要なものと変更の届出が必要なものについての記載を追加したほか、国等が行う汚染土壌の処理の事業に係る変更の規定についての解説を追加しました。